

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月 1 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 40 号

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則

新潟市行政組織規則（平成19年新潟市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第5条農林水産部農林政策課の項中「担い手育成室」を「担い手育成室 農地政策室」に改め、同条都市政策部都市交通政策課の項中「新交通推進室」を「交通ネットワーク推進室」に改め、同条建築部住環境政策課の項を次のように改める。

住環境政策課 総務係 企画係 公共住宅管理係 公共住宅計画・維持係 空き家対策・活用推進室

第6条福祉部高齢者支援課の項第8号中「及び介護保険課」を「、介護保険課及び保険年金課」に改め、同条都市政策部都市交通政策課の項第5号中「新たな交通システム」を「バス交通システム」に改め、同条建築部住環境政策課の項第3号中「住環境整備」を「住生活基本計画」に改める。

第11条の2の表を次のように改める。

事務	組織
学校管理運営についての学校配当予算に係る次に掲げる支出のうち、幼稚園長、小学校長、中学校長（中等教育学校長を除く。）及び特別支援学校長（以下この表において「学校長等」という。）が行う支出負担行為及び支出命令についての当該行為の確認及び当該命令の審査に関する事項 （1） 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び修繕料に限る。）	教育委員会学務課

(2) 使用料及び賃借料（タクシーの借上げに係るものに限る。）	
(1) 学校給食についての学校配当予算に係る次に掲げる支出のうち、学校長等が行う支出負担行為及び支出命令についての当該行為の確認及び当該命令の審査に関する事項 ア 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び修繕料に限る。） イ 使用料及び賃借料（タクシーの借上げに係るものに限る。） (2) 学校給食についての学校配当予算に係る次に掲げる支出のうち、学校長等（幼稚園長を除く。）が行う支出負担行為及び支出命令についての当該行為の確認及び当該命令の審査に関する事項 ア 需用費（学校給食に係る賄材料費に限る。） イ 役務費（学校給食の食材加工に係るものに限る。） (3) 学校給食についての学校配当予算に係る需用費（学校給食に係る賄材料費に限る。）のうち、学校長等以外の者が行う支出負担行為であって、かつ学校長等（幼稚園長を除く。）が支出命令を行う場合についての当該行為の確認及び当該命令の審査に関する事項	教育委員会保健給食課
教科指導及び活動支援についての学校配当予算に係る次に掲げる支出のうち、学校長等が行う支出負担行為及び支出命令についての当該行為の確認及び当該命令の審査に関する事項 (1) 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び修繕	教育委員会学校支援課

料に限る。)

(2) 使用料及び賃借料(タクシーの借上げに係るもの
に限る。)

第14条児童相談所の項を次のように改める。

児童相談所

家庭支援課 管理係 家庭支援第1係 家庭支援第2係 家庭支援第3係 家庭支
援第4係 虐待対策第1係 虐待対策第2係 虐待対策第3係

こども相談課 一時保護室

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。